



# 島根県報

平成27年4月7日（火）

第2,688号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|  |             |   |
|--|-------------|---|
| 広域連合の規約変更の届出                                       | (市 町 村 課)   | 2 |
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定                                | (障がい福祉課)    | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定               | ( 〃 )       | 2 |
| 自立支援医療機関の指定  |             |   |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定               | ( 〃 )       | 2 |
| 自立支援医療機関の名称の変更                                     |             |   |
| 保安林予定森林（4件）  | (森 林 整 備 課) | 3 |
| 小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間                          | (水 産 課)     | 5 |
| 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更 | (建 築 住 宅 課) | 5 |

### 【公 告】

|               |             |   |
|---------------|-------------|---|
| 公共測量の終了       | (用 地 対 策 課) | 5 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都 市 計 画 課) | 5 |

### 【特定調達公告】

|                                     |             |   |
|-------------------------------------|-------------|---|
| 県政広報誌「フォトしまね」制作・配送業務に係る随意契約の相手方等    | (広 聴 広 報 課) | 6 |
| 島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達に係る一般競争入札の落札者等      | (管 財 課)     | 6 |
| 勤務管理システムの構築及び運用保守業務委託契約に係る一般競争入札の実施 | (警 察 本 部)   | 7 |

**告 示****島根県告示第279号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、平成27年3月30日付けで雲南広域連合の規約の変更の届出を受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第280号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関 |            | 指定年月日      |
|-------|------|----------|------------|------------|
|       |      | 名称       | 所在地        |            |
| 納富 憲二 | 整形外科 | 益田整形外科医院 | 益田市染羽町4-35 | 平成27年3月31日 |

**島根県告示第281号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関       |                | 自立支援医療の種類              | 指定年月日     |
|------------------|----------------|------------------------|-----------|
| 名 称              | 所 在 地          |                        |           |
| ひまわり薬局 学園店       | 松江市学園南一丁目11-17 | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 平成27年4月1日 |
| 訪問看護ステーションRelisa | 出雲市武志町182-3    | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 平成27年4月1日 |

**島根県告示第282号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関 |       | 自立支援医療の種類 | 変更年月日 |
|------------|-------|-----------|-------|
| 名 称        | 所 在 地 |           |       |

| 変 更 前    | 変 更 後       |                  |                        |               |
|----------|-------------|------------------|------------------------|---------------|
| サン薬局 川津店 | なの花薬局 松江川津店 | 松江市下東川津町42-<br>8 | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 平成27年3月<br>1日 |

### 島根県告示第283号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町小河内646-1

2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第284号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市木次町湯村991-1、1664-2、1665-1、1666-14、1666-15

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市木次町湯村991-1・1664-2・1666-14（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第285号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町青原1012-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿足郡津和野町青原1012-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第286号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町大呂3067から3069まで

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第287号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（えびびき網漁業））の許可又は起業の認可の申請期間を、平成27年4月14日から平成27年4月20日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県告示第288号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 名 称          | 住 所             | 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地       |                                 | 変更年月日      |
|--------------|-----------------|------------------------------|---------------------------------|------------|
|              |                 | 変 更 前                        | 変 更 後                           |            |
| 株式会社建築構造センター | 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 | 鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号 鹿児島第2ビル3階B室 | 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 | 平成27年4月10日 |

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成27年3月20日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

平成25年7月8日から平成27年3月20日まで

3 作業地域

浜田市

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告す

る。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字藤木256番1、256番2

面積 1,163.13平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町1961番地28

株式会社アセット

代表取締役 小林 孝文

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

県政広報誌「フォトしまね」制作・配送業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成27年3月19日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地

5 随意契約に係る契約金額

54,064,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年4月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

島根県庁舎及び合同庁舎の電力調達 一式

- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日  
平成27年2月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
中国電力株式会社 お客さまサービス本部 部長（エネルギー営業） 松村 達夫  
広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額  
300,493,434円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成26年12月26日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年4月7日

島根県警察本部長 福 田 正 信

- 1 入札に付する事項
  - (1) 入札の件名  
勤務管理システムの構築及び運用保守業務委託契約
  - (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 委託業務期間  
契約の日から平成33年3月31日まで
  - (4) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
  - (3) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
  - (4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
  - (5) 過去5年以内に都道府県自治体において、同種・同規模のシステムを構築した実績を有すること。
  - (6) 島根県税を滞納していない者であること。

- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1  
島根県警察本部警務部会計課用度係  
電話0852-26-0110 内線2241、2242

(2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成27年4月7日（火）から同年5月18日（月）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成27年5月26日（火）午後2時（郵送による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年5月26日（火） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

### 4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 5 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 6 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

### 7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

### 9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

### 10 落札者の決定方法

入札書に記載された委託業務費が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Subject matter for tender : The contract to entrust the construction and maintenance of a system for managing employees and their families and work situation
- (2) Bid tendering Date : May 26, 2015, 2 : 00 P.M. (Bids by Post must be received by noon on May 26, 2015)
- (3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510  
TEL : 0852-26-0110 (ext.2241 or 2242)